

子育ても 働きやすさも 暮らしやすさも

お問い合わせ先 北竜町役場 (代表) TEL 0164-34-2111

事業名	対象者	内容	担当	事業名	対象者	内容	担当
持ち家取得奨励事業	北竜町内に住宅を新築した場合(新築費が1千万円以上かつ、居住に用する床面積が60㎡以上)	建築代金の1/10を上限200万円まで助成します。 ※町並み整備建築事業・商工業元氣支援応援条例と加算助成します。	企画振興課 企画係	結婚祝金事業	北竜町内に1年以上住所を有しており、結婚後も町内に定住されるご夫婦	1組5万円を贈呈します。	住民課 福祉係
町並み整備建築事業	国道275号線/国道233号線/道道94号線沿いの市街地に住宅を建築した場合	建築代金の1/2を上限150万円まで助成します。		出産祝金事業	出産時に父親、または母親が1年以上町内に住所を有しており、出産児を6ヵ月以上養育している方	出産児1人につき20万円を贈呈します。	
新 中古住宅取得奨励事業	中古住宅を購入(土地代金を含め100万円以上)し、3年以内に北竜町に在住することが確約できる方	購入代金の1/10を上限100万円まで助成します。		保育料減免措置事業	北竜町内に住所を有し、和保育所に通園している保育児童世帯	月額基本保育料を全額助成します。(平成31年度まで)	
新 中古住宅改修奨励事業	購入した中古住宅を改修(改修費100万円以上)し、3年以内に北竜町に在住することが確約できる方	改修代金の1/10を上限150万円まで助成します。		学童保育料減免措置事業	学童保育元氣っ子クラブに通園している児童世帯	7~8月(夏休み)、12~1月(冬休み)期間中の学童保育料を減額します。	
新婚新生活支援事業	平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に新規に婚姻した世帯(世帯所得が340万円未満の世帯に限る)	婚姻に伴う北竜町内への住宅取得費用または住宅借借費用と引越費用を助成します。(住宅費と引越費用を合わせ上限24万円まで)		乳幼児等医療費助成事業	北竜町内に住所を有する0歳から高校3年生まで	医療費の自己負担額を助成します。	住民課 国保医療係
新 子育て世帯町外通勤者助成事業	高校生までの子どもを扶養する子育て世帯	保護者の勤務地が町外であり、通勤するために要する経費の一部を助成します。(通勤距離により助成額が異なり、商品券にて交付)		ひとり親対策支援事業	北竜町内に住所を有するひとり親家庭	ひとり親家庭の児童が入院・通院した時、母親又は父親が入院した時にかかる一部負担金を全額助成します。	
新 町外勤務者移住助成事業	北竜町内の企業等にすでに就労している町外在住者、または新たに就労予定の町外在住者の方で、北竜町に転入してきた方	引越費用を助成します。(高校生までの子どもを扶養する子育て世帯10万円、婚姻後3年未満の新婚世帯5万円を商品券にて交付)		特殊詐欺対策 自動通話録音機購入助成事業	助成後、北竜町に1年以上居住が見込まれる65歳以上の世帯	一世帯1台まで購入代金の1/2を上限5千円まで助成します。	住民課 町民生活係
青春工一助成金事業(高等学校通学等助成)	北竜町内に住所を有する高校生等を扶養する世帯	通学費・下宿費等の1/2を上限月額7千円まで助成します。		一般不妊治療費一部助成事業	北竜町に居住し、住所を有する夫婦で公的健康保険に加入している方	一般不妊治療に要した治療費の本人負担額の1/2を、1年度につき1回、最大10万円まで助成します。(通算3年まで)	地域包括支援センター 保健指導係
地域づくり人材育成事業	まちづくりに資する人材の育成、講演会・研修会の開催、コンサート・イベントの開催、研修視察の実施、まちづくりに資する資格取得等を行う町内団体	自己負担分の1/2を助成します。		特定不妊治療費一部助成事業	次のすべての要件にあてはまるご夫婦 ・北海道特定不妊治療費助成を受けている方 ・結婚されていて、どちらかが北竜町に住所がある方 ・他の市町村から同様の助成を受けていない方	自己負担額から道の助成金を控除した額の9割を助成します。(1回あたりの上限額15万円)助成回数(北海道の基準に準じます)。	
店舗・事務所	新築等助成事業	店舗・事務所を、北竜町内に新築・増改築した場合		新築・増改築代金の1/5を助成します。(市街地区：新築200万円・増改築150万円限度)(市街地区以外：新築100万円・増改築50万円限度)	妊産婦健康診査交通費支援事業	北竜町に居住し、住所を有する妊産婦	
設備助成事業	上記に係る備品・機器設備を購入した場合	購入代金の1/4を上限100万円まで助成します。	妊産婦健康診査助成事業	北竜町に居住し、住所を有する妊産婦	妊産婦：一般健康診査、超音波検査を最大各14回分 産婦：産後の健康診査を2回まで助成します。		
運転資金助成事業	上記事業にて、新たに開業及び廃業する事業を継承した場合	土地・建物の賃借料、光熱水費・備品リース料の経費の1/2を月額上限5万円まで、最長2年間助成します。	妊産婦健康診査助成事業	北竜町に居住し、住所を有する妊産婦	妊産婦：産後の健康診査を2回まで助成します。		
雇用助成事業	上記事業により新規雇用を創出する場合	雇用保険の被保険者賃金の1/2を月額上限5万円まで、最長2年間助成します。	妊産婦健康診査助成事業	北竜町に居住し、住所を有する妊産婦	妊産婦：産後の健康診査を2回まで助成します。		
雇用定着助成事業	北竜町内に住所を有する(新たに有する場合も可)15歳から35歳までの者を雇用した場合	雇用保険の被保険者賃金の1/2を月額上限10万円まで、最長1年間助成します。	乳児栄養強化食品事業	北竜町内に住所を有する低所得世帯(生活保護世帯・町民税非課税世帯・町民税均等割のみの世帯)で、医師により栄養強化を行う必要が認められた乳児	乳児1人につき、1ヵ月あたり粉ミルク大缶1缶分を上限2,200円まで助成します。		
入学祝金支給事業	北竜町内の小学校に入学する児童世帯	小学校入学時に祝金として5万円を贈呈します。	新 フッ素塗布・歯科健診助成事業	1歳から就学前	フッ素塗布・歯科健診2回分を全額助成します。		
奨学金貸付事業	学資の支払いが経済的な理由により困難な家庭で成績優秀な生徒	高校生：月額2万円 短大生・専門学生：月額3万円 大学生：月額3万5千円を無利子にて貸し付けます。	任意予防接種費助成事業	各予防接種の該当年齢者	インフルエンザ予防接種(高校生以下無料)・水痘・おたふくかぜ・B型肝炎・ロタウイルス・日本脳炎予防接種・妊娠を希望する夫婦等の風疹予防接種を無料にします。		
学校給食費助成事業	北竜町内の小中学校に通学する児童生徒の世帯	小中学校の給食費を全額助成します。(平成31年度まで)					
修学旅行費助成事業	北竜町内の小中学校の修学旅行に参加する児童生徒	修学旅行費として定額を助成します。 小学生：1万円 中学生：4万円					
各種検定助成事業	北竜町内の全小中学生	漢字検定と英語検定を500円の自己負担で受験できるよう助成します。					
北竜中学生短期語学留学助成事業	英検3級以上もしくは、TOEIC400点以上を取得した中学生	英語圏の国での語学レッスン及び市内見学への短期留学費用を助成します。(夏季休暇中の約10日間)					